

# 秋田市のいじめ防止対策に係る主な取組

保護者  
地域の  
みなさまへ

心と心が響きあう学校をめざして  
いじめは絶対に許しません

秋田市の  
いじめ防止  
について



<p><b>秋田市いじめ対策委員会</b></p> <p>【役割】 本市におけるいじめ防止の取組およびいじめ問題への対応に関し、公正かつ客観的な立場からの意見を求めるとともに、必要に応じて、第三者機関として、独自の調査や当事者間の調整を行うなどとして、いじめ事案の解決を図ります。</p> <p>【組織】 弁護士、医師、人権擁護委員、大学教授、元校長、警察OB等</p>	<p><b>秋田市いじめ問題対策連絡協議会</b></p> <p>【役割】 本市のいじめの状況や基本的な方針等について情報交換を行い、関係する機関の連携体制の強化を図ります。</p> <p>【組織】 校長、法務局職員、警察官、児童相談所職員、弁護士、医師、臨床心理士、子ども未来センター職員、秋田市PTA連合会の役員、青少年に係る関係機関の構成員等</p>	<p><b>保護者・地域の皆様への情報提供</b></p> <p>秋田市PTA連合会等のご協力を得ながら、講演会や研修会を開催したり、いじめに関する情報を共有したりするなど、保護者や地域の皆様と、さらに連携を深めます。</p> <p>講演会等の予定は、学校教育課ホームページに掲載します。</p>
---	--	--



いじめは、人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。  
子どもは、一人一人が、かけがえのない存在として大切にされ、希望を胸に学校生活を送り、心の通い合う豊かな人間関係をつくりながら、健やかに成長していきます。  
そのためには、家庭・地域・学校が、それぞれの役割を果たしながら、互いに緊密な連携を図ることが大切であると考えます。  
どうぞ、本リーフレットをお手に取り、本市の取組をご理解いただき、力を合わせて子どもたちの健やかな未来を築いていきましょう。

秋田市教育委員会

いじめとは

いじめとは、子どもが一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けることにより、精神的または肉体的な苦痛を感じるものをいう。

- いじめは、
- どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。
  - 人権侵害であり、人として絶対に許されない行為です。
  - 被害も加害も経験する場合があります。
  - 加害、被害の二者関係だけでなく、「観衆」「傍観者」の存在など、集団全体に関わる問題です。
  - 見ようとしなければ見えないものです。
  - いじめられる側にも問題があるという考えでは解決できません。

- 様々な形の「いじめ」があります
- ◇冷やかす、からかい、悪口
  - ◇仲間はずれ、集団による無視
  - ◇金品を隠す、壊す、捨てる
  - ◇ぶつかる、たたく
  - ◇金品のたかり
  - ◇嫌なことをする、させる
- ◇ネット上のいじめ  
△誹謗中傷  
△虚偽内容の掲載
- △他人の個人情報の無断掲載  
△ネット上のなりすまし

「いじめ」にかかわる相談は、学校・関係機関へ遠慮せず、お早めに…

秋田市教育委員会 学校教育課	866-2244	月～金 8:30～17:15
秋田市教育研究所 【いじめ・不登校相談電話】	866-2255	月～金 9:00～17:00
秋田市子ども未来センター	887-5337	月～土 9:00～18:00
秋田市少年指導センター 【わかさ相談電話】	862-3225	月～金 10:00～16:00
中央児童相談所 【子ども家庭相談電話】	0120-42-4152	24時間対応
総合教育センター 【すこやか電話相談】	0120-37-7804	月～金 8:30～17:00
中央教育事務所 【すこやか電話相談】	0120-37-7904	月～金 8:30～17:00
秋田地方法務局 【子どもの人権110番】	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
秋田県警察本部少年係 【やまびこ電話相談】	824-1212	24時間対応
チャイルドセーフティーセンター	831-3421	毎日 8:30～22:00
チャイルドライン	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00

発行 平成26年7月

子どもたちの健やかな未来を願って 秋田市教育委員会学校教育課

# 秋田市の学校は、次のような方針でいじめ対策に取り組みます

## 【未然防止に向けて】

- ◆子どもたちが発する、人を傷つける言動等を見過ごすことなく対応します。
- ◆「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、心の通う人間関係を築く力を養います。
- ◆子どもが安心して活動できる授業づくり、集団づくりを推進します。
- ◆児童会や生徒会など、子ども主体の活動をとおして、子どもたちの中から「いじめを生まない学校づくり」の気運が高まるよう支援します。

## 【早期発見のために】

- ◆子どもや保護者がいじめを相談しやすい学校づくりを目指すとともに、素早い対応に努めます。
- ◆ささいな兆候であっても、「いじめではないか」との疑いをもって、軽視することなく、積極的にいじめを認知することに努めます。
- ◆定期的なアンケートを実施するほか、担任と子どもとのふれあいノートや、個別面談をとおして、いじめの早期発見に努めます。
- ◆学校以外の関係機関にも相談できるよう、相談窓口や相談機関の周知に努めます。



### もしかしたら、いじめられている？

- 元気がない、食欲がない、眠れない
- 理由のわからない服の汚れ、破れがある
- 擦り傷等があっても理由を言わない
- プリントが破れている、落書きがある
- お金のつかい方が荒くなる、勝手に持ち出す
- 持ち物や学用品がなくなる
- 身に覚えのない品物を持っている
- メールを隠れて見る
- いじめの話を強く拒否する
- ふさぎ込み、学校の話をしなくなる

## 【対応にあたって】

- ◆いじめを受けた子どもやいじめを知らせた子ども、およびその保護者に対し、「絶対に守る」ことを約束し、安全の確保に努めます。
- ◆校内の支援チームや、外部の方を加えた「いじめ対策組織」を有効に機能させます。
- ◆教育委員会への報告、警察等への相談・通報など、関係機関との連携を進めます。
- ◆保護者に対して、対応方針を説明し、指導の経過や結果を随時報告するなど、継続的に連携を図ります。
- ◆いじめた子どもには、原因・背景等を踏まえ、人格の成長を願い、心からの反省を促します。



### もしかしたら、いじめている？

- ◇ 家族に反抗的な態度が増え、暴力的になる
- ◇ 帰宅時刻が遅くなり、理由を言わない
- ◇ お金のつかい方が荒くなる
- ◇ 買い与えた覚えのない物や服を持っている
- ◇ 特定の友人と、行動を共にし、上下関係が感じられる

## 【家庭や地域との連携を密に】

- ◆保護者や地域の方々に対し、いじめ防止等に係る指導方針について情報提供に努めます。
- ◆PTA等の機会をとらえ、いじめ防止等の取組や対応について説明するとともに、次の①～③について、共通理解を図ります。
  - ①子どものささいな変化、言動を見逃さず、じっくりと話に耳を傾け、学校と相談すること。
  - ②いじめ問題の解決にあたっては、いじめの背景を把握した上で対応すること。
  - ③家庭においても、いじめは絶対に許されない行為であることを話し合うこと。

### 家庭において

家族の会話を増やし、温かい信頼関係を築きましょう

- ・子どもの声に耳を傾けましょう
- ・「絶対に守る」ことを伝えましょう
- ・インターネット等の使用に関する、家庭内ルールを作りましょう

もしも、お子様がいじめにあっているのではないかと気付いたら・・・

- ・できるだけ早めに、学校や関係機関に相談しましょう
- ・万一、「ネットいじめ」にあってしまったと感じたら、メッセージの原文やアドレスを、削除せずに残しておきましょう

### 秋田市中学生「絆」宣言

- 一 わたしたちは、優しい言葉や行動で、みんなの笑顔を広げます。
- 二 わたしたちは、相手の気持ちを考え、友達のよさを見つけます。
- 三 わたしたちは、困ったときは一人で悩まず、必ず誰かに伝えます。
- 四 わたしたちは、見て見ぬふりをせず、悩んでいる友達に手を差し伸べます。
- 五 わたしたちは、人との絆を大切に、心と心が響き合う学校をつくりまします。



平成二十五年十月八日

秋田市中学生サミット